

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 株式会社 Success Club 投資顧問

住所 103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 1 番 11 号 ビルックス茅場町 601

TEL 03-5643-5301

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号:関東財務局長(金商) 第 1046 号

○ 投資顧問契約の概要

- ・ 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ・ 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。
当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。
売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の区分に従い助言を行い、お客様から助言料をいただきます。

区分	報酬額	助言の内容及び方法
直接助言会員	完全成功報酬制(※1) 毎月第 2 金曜日の終値で実現利益(評価損は相殺)に対して、先物・オプションは 19%、株式は 18%の成功報酬をいただきます	毎営業日 1 回以上、メールか電話にて助言をいたします。(※2)
窓勝会会員	1ヶ月間 9,900 円 1年間 99,000 円	毎営業日の朝夕、PDF 版のレポートをメールにてお送りいたします。掲示板サービスがご覧になれます。

注:報酬額は、すべて消費税を含みます

※1 成功報酬の算出基準

- 報酬額の算出基準:実現利益の株式は 18%、先物・オプションは 19%。
- 売買損益額の基準:毎月第 2 金曜日の終値(先物・オプションはイブニングセッションの終値)をもとに実現損益を計算。評価損が発生した場合には、利益から差し引く。売買手数料は考慮せず、配当は予想値をもとに考慮します。
- 顧客が売買しなかった場合の取扱い:計算外。顧客の売買を基準に計算します。
- 売買損が生じた場合の取扱い:通算で損失(評価損も含む)が発生している場合、成功報酬はいただきません。損失は実現利益が出るまで持ち越されます。
- 途中解約の取扱い:解約を受けたときの価格で成功報酬を計算します。

結果的に売買しなかった場合でも、成功報酬が発生していれば請求の対象となります。

f.顧客の売買損益の把握方法:特に連絡がない場合は、助言通りに約定できたと判断いたします。

※2 助言の内容及び方法

＜株式＞（前場寄り付きか後場寄りか選択できます）

前場寄り付き注文の場合:前場寄り付きまでに助言いたします。

後場寄り注文の場合:後場寄り付きまでに助言いたします。

いずれも執行ミスや特に希望があった場合には、ザラバ中にも助言いたします。

＜先物・オプション＞（寄り付きかお昼か選択できます）

寄り付きの注文の場合;寄り付きまでに助言いたします。お昼の注文の場合:12時半までに助言いたします。いずれも執行ミス、出来ず、特に希望があった場合には、ザラバ中にも助言いたします。

② その他の費用 かかりません

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

・ 株式

株価変動リスク:株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。株式発行者の信用リスク:市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

・ 債券

価格変動リスク:債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク:市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

・ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象となります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために

通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められるのみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

(2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ①クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ③当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

- 1 資本金 1000 万円
- 2 役員の氏名 代表取締役 河野 一成
- 3 主要株主 株式会社ザイマス・パートナー
- 4 分析者・投資判断者 黒岩 泰
- 5 助言者 黒岩泰

6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、メールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-5643-5301

メールアドレス sc-info@successc.tokyo

7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社が加入している金融商品取引協会はありません。なお、管轄の財務(支)局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が契約しています弁護士会であり、お客様とのトラブルを解決するようにお手伝いしています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

東京三弁護士会仲裁センター・紛争解決センター

電話 03-3581-2249

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①トラブル発生
- ②金融 ADR の申立
- ③手続きへの参加要請
- ④主張・資料提出
- ⑤提出要請
- ⑥和解あっせん
- ⑦和解成立、トラブル解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の東京三弁護士会のお手伝いによって紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、同会をご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①トラブル発生
- ②金融 ADR の申立
- ③手続きへの参加要請

- ④主張・資料提出
- ⑤提出要請
- ⑥和解あつせん
- ⑦和解成立、トラブル解決

10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他、情報提供サービスなど投資に関する付随する事業を行っております。